② ＰＦＩ法第９条に定めのある、欠格事由に該当しない者であること。
③ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
④ 第一次審査資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、振興会、文部科学省又は文部科学省の関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。ただし、指名停止期間が２週間以下のものであり、かつ法令違反を根拠とするものでない場合はこの限りでない。
⑤ 振興会が本事業に関する検討を委託（再委託企業を含む。）したＰｗＣアドバイザリー合同会社（その再委託企業である株式会社ＵＧ都市建築、大和不動産鑑定株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所）並びに有限会社香山建築研究所及び株式会社山下ＰＭＣ（その再委託企業である株式会社環境エンジニアリング、有限会社空間創造研究所、株式会社ＫＩＰ、株式会社永田音響設計及び株式会社協和建築積算事務所）と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
⑥ 振興会が設置する「国立劇場再整備等事業有識者委員会」（以下「有識者委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
⑦ ⑤及び⑥において、「資本面又は人事面において関連がある者」とは、前掲の⑴⑨に同じ。
⑧ ⑤及び⑥に定める者に対し本事業の提案に係る提案支援等の業務を委託していないこと。
⑨ 最近１年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）を滞納していないこと。
⑩ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。振興会が定める反社会的勢力排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

⑶ 設計企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から⑧までの要件を満たすこと。
① 文部科学省における令和３・４年度（2021・2022年度）における設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること、並びに文部科学省に対して令和５・６年度（2023・2024年度）における設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の申請を行い、令和５・６年度（2023・2024年度）における認定通知書を受領したときは速やかに同認定通知書の写しを提出すること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。なお、令和５・６年度（2023・2024年度）における認定通知書の写しは、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに提出しなかった応募者の入札は無効とする。
② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
③ 設計業務を複数の設計企業が行う場合にあっては、いずれの設計企業においても①及び②を満たしていること。
④ 「分担業務分野」はアからエに掲げる分類によること。なお、提出者においてこれ以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザインその他の独立した専門的分野を追加することは差し支えないが、その場合は、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容及び当該分野を追加する理由等を明確にすること。
　また、アからエに掲げる分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。
ア 総合分野　平成31年国土交通省告示第98号別添一第１項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」に係るもの
イ 構造分野　同上「構造」に係るもの
ウ 電気設備分野　同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
エ 機械設備分野　同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの
⑤ 次に示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。また、④に示す分担業務分野以外の分野を追加する場合は、当該分担業務分野の主任担当技術者を配置できること。
ア 管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務
イ 各分担業務分野の主任担当技術者については、管理技術者のもとで各分担業務分野における担当技術者を総括する業務
⑥ 管理技術者及び総合分野の主任担当技術者は、同一の設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。
⑦ 管理技術者は建築士法第２条第２項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出期限の日において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。
⑧ 管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者は、次に掲げる要件を満たすこと。
ア 平成14年４月１日以降の業務実績を有する者であること。なお、それぞれ本業務において担当する各分担業務分野（管理技術者の場合は前掲⑤アの分野も含む。）での実績に限る。ただし、管理技術者又はこれと同等の立場としての業務の実績を有する場合は、当該業務の総合分野についても業務の実績を有することとして扱うことができる。
イ 平成14年４月１日以降の業務実績とは、平成14年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに業務の契約履行が完了した設計業務の実績をいう。
ウ 携わった実績については、次のエのうち、管理技術者、総合主任担当技術者及び構造主任担当技術者にあっては（A）の、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者にあっては（B）の項目に該当する実績を有していること。
エ 実績要件（④に示す以外の主任担当技術者を除く）
⑷ 管理技術者、総合主任担当技術者、構造主任担当技術者
　次のａ．からｅ．までのすべてを満たす建築物の新築又は増築（増築にあっては増築部分）の基本設計及び実施設計業務
ａ．構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
ｂ．規模　１棟で延べ面積15,000㎡以上
ｃ．階数　地上３階以上かつ地下１階以上
ｄ．用途　文化・交流施設（劇場、映画館、演芸場、美術館、博物館、図書館、研修所、公民館、集会場、コミュニティセンター等をいう。）又はこれらのいずれかを含む複合用途施設。ただし、冠婚葬祭場を除くものとする。複合用途施設は、文化・交流施設の用途に係る部分の床面積の合計（用途に係る共用部分を含む。）が、ｂ．規模に示す面積（各技術者等ごとに指定された面積）の１／２以上を占めるものとする。増築の場合、「延べ面積」を「増築部分の床面積の合計」と読み替える。
ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一業務の実績であること。
⑸ 電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者
　次のａ．からｃ．までのすべてを満たす建築物の新築又は増築（増築にあっては増築部分）の基本設計及び実施設計業務
ａ．規模　（A）ｂ．に同じ
ｂ．用途　（A）ｄ．に同じ
ｃ．上記ａ．からｂ．までは同一業務の実績であること。
オ 管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ１名とし、互いに兼務することは認めない。また、第一次審査資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって第